



## —高齡化社会—

### 1. 高齡世帯

近頃、親族や近隣関係が希薄になったこともあって、よく高齡世帯での孤独死のニュースが伝えられます。総務省、内閣府資料によれば、一般世帯総数に占める高齡世帯（65歳以上の高齡者が世帯主である世帯）の割合は、平成17（2005）年の27.6%から42（2030）年には39.0%へと上昇することが見込まれ、高齡世帯数に占める家族類型別割合の変化をみると、「単独世帯」の割合が一貫して上昇し続け、平成42（2030）年には37.7%へと上昇することが見込まれている」とあり、高齡者の社会的孤立の深刻化を指摘しています。

背景として、婚姻率の低下、離婚率の上昇、雇用労働者は会社第一で地域地元との人間関係が薄いこと、また、利便性が向上して単独生活が成り立つようになったことなどがあります。

高齡者が必要なサービスはどのような仕組みで提供したらいいのでしょうか。

### 2. 老人ホームの入居一時金トラブル増

近年、国民生活センターには、有料老人ホームの「入居一時金」について、契約や解約に関する苦情や相談件数が増加しています。入居者の家族は、入居を急ぐために十分な理解と確認が出来ず、また、事業者も丁寧な説明をしていないところに問題があります。こうしたことから、国は規制を強め、老人福祉法を改正し（4月施行）、入居後3ヶ月以内に解約した場合は、家賃相当分と実際サービス分以外の一時入居金は返還を義務づける「90日ルール」を制定しました。東京都は昨年より、入居期間に関わらず、一時金から家賃などを差し引いて返還することを指導しています。事業者によっては、収入が減ることから、他の料金を値上げして対応することになりそうです。

### 3. サービス付き高齡者向け住宅

これまでの高齡者住宅には、「高齡者円滑入居賃貸住宅」、「高齡者専用賃貸住宅」、「高齡者向け優良賃貸住宅」など、様々な制度がありましたが、事業者（施主）にとって、その後の供給過剰な賃貸住宅市場の中で定着したとはいえません。

国交省と厚労省は、高齡者住まい法と介護保険法を改正して、住宅と医療介護機能を合わせて「サービス付き高齡者向け住宅」制度を創設しました（2011年4月）。しかし、2012年から3年間で600万人の団塊の世代が年金を受ける側にまわる状況で、財源問題を抱える介護保険や元本の目減りが続いている現行年金制度を前提にしていることに疑問が残ります。

問題は収入が少なく、保険料が払えなかった人達、市場経済の外の人達がいることです。これらの人達は支払いが出来ないため、既存の高齡者施設や創設した高齡者向け住宅には入居出来ません。

介護や高齡者サービスを市場だけに任せるのは限界があります。東京芸術大学の毛利嘉孝教授は公共の意味を「自分個人の利害と離れた次元で判断を下すこと」と定義しますが、忙しい現代社会は、社会は市場経済の外の人達、みんなから外れた存在を想像する公共性の概念を見失っているのではないのでしょうか。